令和７年度

大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会

北部クリーンセンター

《　目　次　》

［１］令和７年度　運営連絡会名簿 ………… 1

［２］最終処分場運営状況
（１）ごみの搬入状況等について
①搬入状況 ………… 2
②埋立状況 ………… 2
③ごみ量の年度別推移 ………… 3
（２）環境調査結果等について
①令和６年度環境調査及び施設の点検結果 ………… 4
②調査地点位置図 ………… 5
③令和７年度処理水及び地下水分析結果 ………… 6
④令和７年度河川水及び土壌分析結果 ………… 7
（３）月別搬入状況
①令和６年度月別搬入状況 ………… 8
②令和７年度月別搬入状況（上半期） ………… 9

［３］運営連絡会設置要綱 …………１０、１１

［４］用語解説 …………１２、１３

[1]　令和７年度大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会名簿

（地元構成員）　（敬称略）

辻　中　洋　一	伊香立学区自治連合会会長
篠　原　　　淳	伊香立学区自治連合会副会長
下　尾　忠　則	伊香立学区龍華自治会長
西　上　清　紀	真野学区自治連合会会長
濱　本　昌　嘉	真野学区自治連合会副会長
吉　田　昌　弘	真野北学区自治連合会会長
前　田　順　一	真野北学区自治連合会副会長
徳　岡　明　治	和邇学区自治連合会会長
大　道　　　環	和邇学区小野自治会長
近　藤　慶次郎	小野学区自治連合会会長
山　本　啓　一	小野学区環境整備推進員代表

（１１名）

（大津市構成員）

宿　谷　繁　生	環境部長

（1名）

［２］　最終処分場運営状況

（１）ごみの搬入状況等について

①　搬入状況

（単位：ｔ）

区分		一般ごみ搬入量			クリーンセンターからの搬入量			搬入合計
		持込有料ごみ	その他	小計	焼却灰及び飛灰処理物	破砕不燃物	小計	
R5	重量	19.16	194.09	213.25	1,602.03	133.33	1,735.36	1,948.61
	割合	1.0%	10.0%	11.0%	82.2%	6.8%	89.0%	100%
R6	重量	18.69	296.96	315.65	1,475.35	44.83	1,520.18	1,835.83
	割合	1.0%	16.2%	17.2%	80.4%	2.4%	82.8%	100%
対前年比	重量	-0.47	102.87	102.40	-126.68	-88.50	-215.18	-112.78
	比率	-2.5%	53.0%	48.0%	-7.9%	-66.4%	-12.4%	-5.8%

②　埋立状況（令和７年３月末現在）

(1)　埋立済容量　　１６７，１４７．１１　㎥（Ｈ１３．４～Ｒ７．３）

(2)　埋立残容量　　２１，０５２．８９　㎥

(3)　埋立率　　８８．８１　％

(4)　埋立容量（全体）　　１８８，２００　㎥

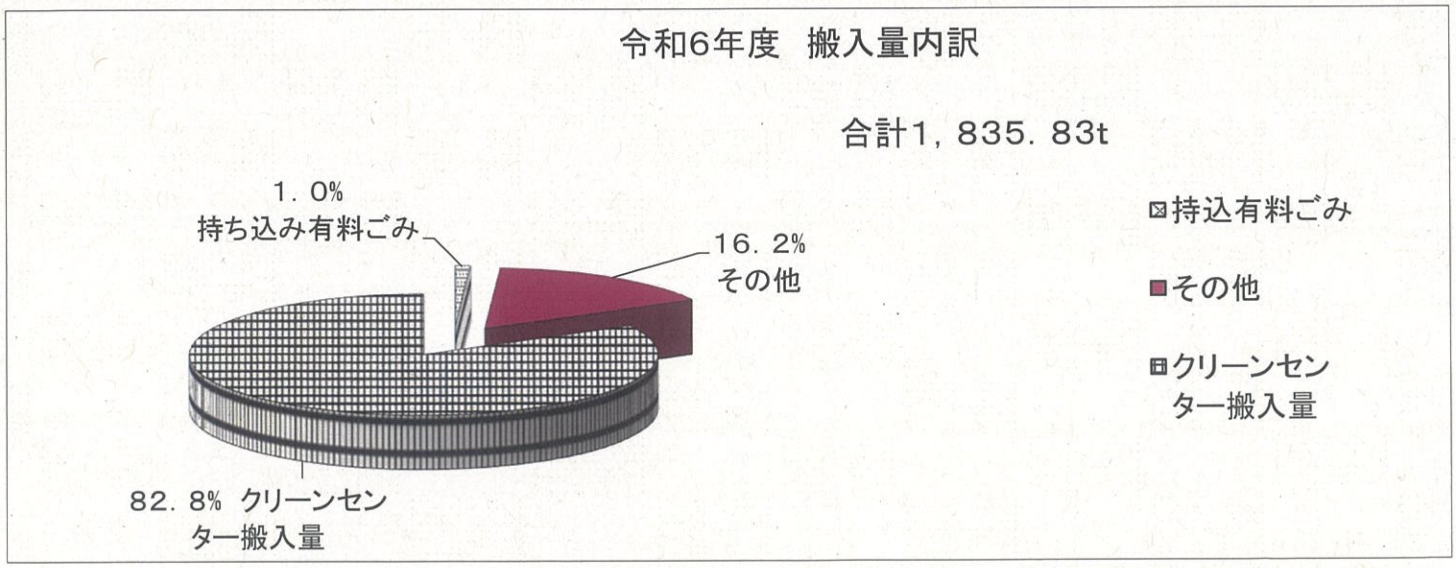

③ごみ量の年度別推移

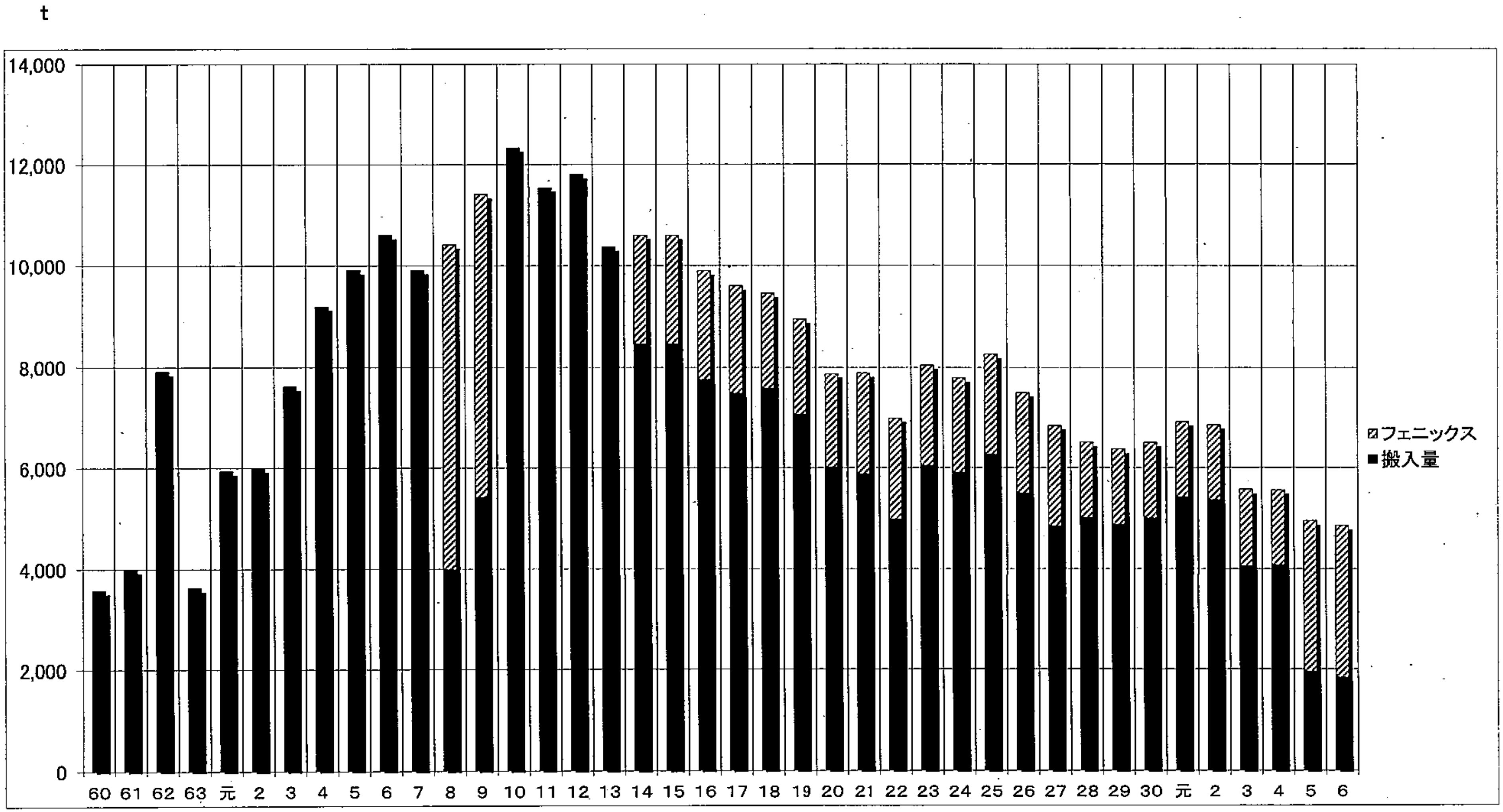
t
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 元 2 3 4 5 6
フェニックス
搬入量

（2）環境調査結果等について

① 令和６年度環境調査及び施設の点検結果

	項　　目	回／年	地　点	結　　果
1	騒音調査	４回 ５月 ８月 １１月 ２月	敷地境界 ４地点 ①事務所前 ②市道側 ③菅井川側 ④湖西道路側	規制基準の５５ｄＢを全て満足していた。 ① ４４ｄＢ（Ａ） ② ３９ｄＢ（Ａ） ③ ４７ｄＢ（Ａ） ④ ４２ｄＢ（Ａ）
2	振動調査	４回 ５月 ８月 １１月 ２月	敷地境界 ４地点 ①事務所前 ②市道側 ③菅井川側 ④湖西道路側	規制基準の６０ｄＢを全て満足していた。 ① ３０ｄＢ以下 ② ３０ｄＢ以下 ③ ３０ｄＢ以下 ④ ３０ｄＢ以下
3	悪臭調査	４回 ５月 ８月 １１月 ２月	敷地境界 ４地点 ①事務所前 ②市道側 ③菅井川側 ④湖西道路側	臭気指数は全ての調査において１０未満であり、協定基準の１０以下を満足していた。
4	河川水質及び底質調査	４回 ５月 ８月 １１月 ２月	菅井川 １地点	河川水質の全ての調査において人の健康の保護に関する項目で、環境基準を全て満足していた。 底質調査は、河川底の土壌に含まれる窒素、リン、有害物質等を測定しており、いずれも問題のある数値は検出されなかった。
5	土壌調査	４回 ５月 ８月 １１月 ２月	隣接地 １地点 (増設２期北側)	全ての調査において環境基準を全て満足していた。
6	ダイオキシン類調査	２回 ５月 １０月 (焼却灰、飛灰処理物は４月、７月、１０月、２月の計４回)	処理水(既設) 処理水(増設) 焼却灰 飛灰処理物 地下水(既設) 地下水(増設)	0.00020　pg-TEQ／ℓ　(下水道排除基準１０) 0.0029　pg-TEQ／ℓ　(〃　１０) 0.0016　ng-TEQ／g　(埋立基準　３) 0.16　ng-TEQ／g　(〃　３) 0.049　pg-TEQ／ℓ　(環境基準　１) 0.061　pg-TEQ／ℓ　(〃　１)
7	擁壁、汚水槽等の構造物の点検	１２回 毎　月	―	特に異常は認められなかった。
8	汚水処理施設等の機能点検	日　常	―	機器等の稼動状況及び薬品の注入状況等について日常点検を行った。 定期的に施設補修を行っている。

※測定結果の数値は平均値を表示していますが、全測定結果の最大値も基準値を下回っています。

②調査地点位置図

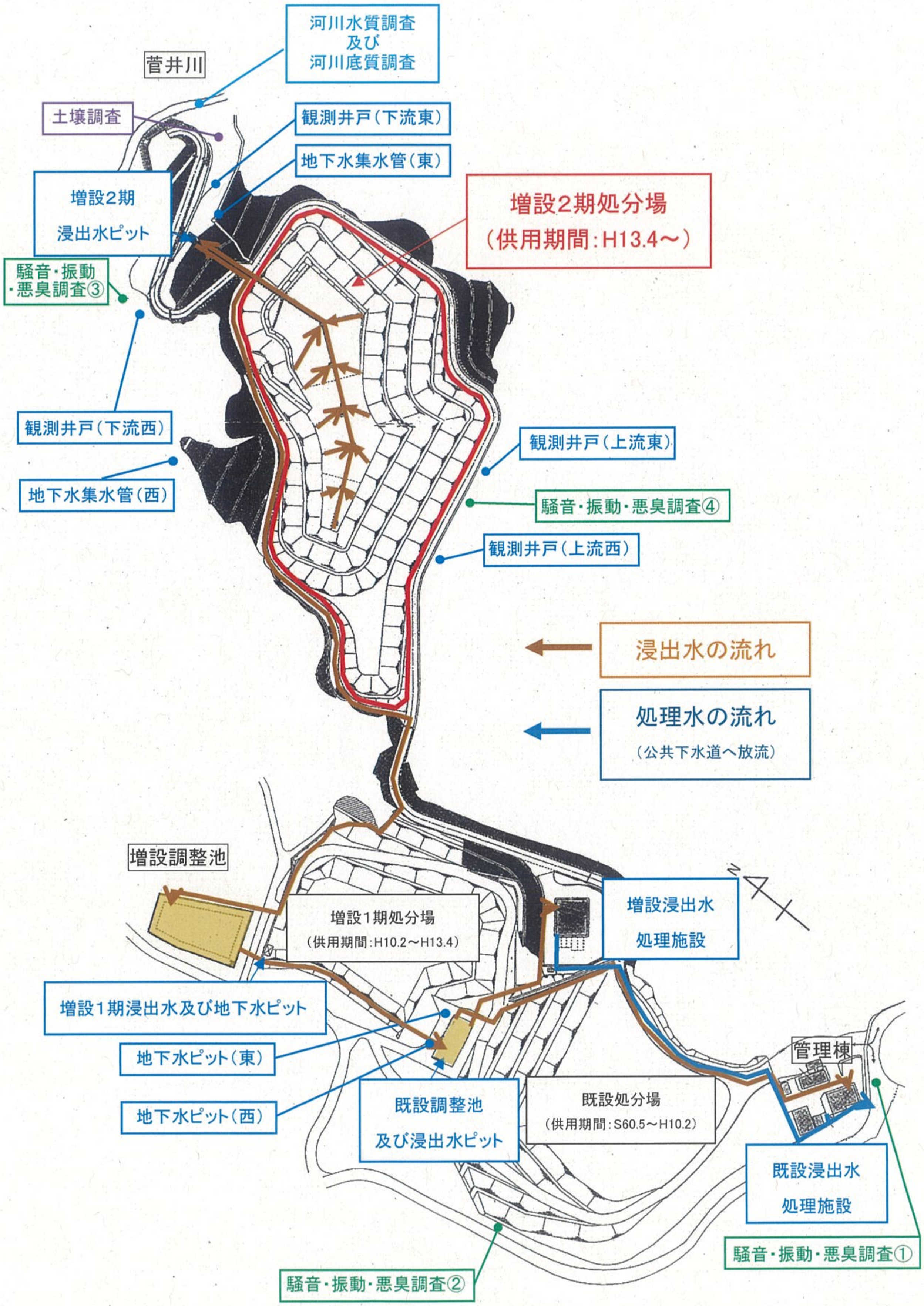

河川水質調査
及び
河川底質調査
菅井川
土壌調査
観測井戸（下流東）
地下水集水管（東）
増設2期
浸出水ピット
増設2期処分場
（供用期間：H13.4～）
騒音・振動
・悪臭調査③
観測井戸（下流西）
地下水集水管（西）
観測井戸（上流東）
騒音・振動・悪臭調査④
観測井戸（上流西）
浸出水の流れ
処理水の流れ
（公共下水道へ放流）
増設調整池
増設1期処分場
（供用期間：H10.2～H13.4）
増設浸出水
処理施設
増設1期浸出水及び地下水ピット
地下水ピット（東）
地下水ピット（西）
既設調整池
及び浸出水ピット
既設処分場
（供用期間：S60.5～H10.2）
管理棟
既設浸出水
処理施設
騒音・振動・悪臭調査①
騒音・振動・悪臭調査②

③令和７年度処理水及び地下水分析結果《令和７年１１月１８日採水分》（増設２期）

	項目	単位	増設処理水（下水道放流水）	下水道排除基準	増設地下水（集水管東）	環境基準
環境項目	①水素イオン濃度（pH）	—	7.7	5を超え9未満	7.4	—
	②生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/l	3.8	<600	<0.5	—
	③化学的酸素要求量（COD）	〃	14	—	0.7	—
	④浮遊物質量（SS）	〃	6.3	<600	<1.0	—
	⑤n－ヘキサン抽出物質含有量（n-hex）	〃	<0.5	<30(<20)	<0.5	—
	⑥総窒素（T－N）	〃	25.9	(<60)	1.04	—
	⑦総燐（T－P）	〃	<0.05	(<10)	0.004	—
	⑧フェノール類含有量（C6H5OH）	〃	<0.01	<5(<1)	<0.01	—
	⑨銅含有量（Cu）	〃	<0.05	<3(<1)	<0.01	—
	⑩亜鉛含有量（Zn）	〃	<0.05	<2(<1)	<0.005	—
	⑪溶解性鉄含有量（s-Fe）	〃	0.36	<10	<0.05	—
	⑫溶解性マンガン含有量（s-Mn）	〃	<0.05	<10	<0.05	—
	⑬クロム含有量（T-Cr）	〃	<0.01	<2(<0.1)	<0.01	—
健康項目	⑭カドミウム及びその化合物（Cd）	mg/l	<0.001	<0.01	<0.0003	<0.003
	⑮シアン化合物（CN）	〃	<0.01	<0.1	検出されず	検出されないこと
	⑯有機燐化合物（Org-P）	〃	検出されず	検出されないこと	—	—
	⑰鉛及びその化合物（Pb）	〃	<0.01	<0.1	<0.005	<0.01
	⑱六価クロム化合物（Cr6+）	〃	<0.01	<0.05	<0.01	<0.05
	⑲ヒ素及びその化合物（As）	〃	<0.005	<0.05	<0.005	<0.01
	⑳水銀及びその化合物（Hg）	〃	<0.0005	<0.005	<0.0005	<0.0005
	㉑アルキル水銀化合物（R-Hg）	〃	検出されず	検出されないこと	検出されず	検出されないこと
	㉒ポリクロリネイティドビフェニル（PCB）	〃	<0.0005	<0.003	検出されず	検出されないこと
	㉓トリクロロエチレン（TCE）	〃	<0.01	<0.1	<0.001	<0.01
	㉔テトラクロロエチレン（PCE）	〃	<0.0005	<0.1	<0.0005	<0.01
	㉕ジクロロメタン	〃	<0.02	<0.2	<0.002	<0.02
	㉖四塩化炭素	〃	<0.0005	<0.02	<0.0005	<0.002
	㉗1，2－ジクロロエタン	〃	<0.004	<0.04	<0.0004	<0.004
	㉘1，1－ジクロロエチレン	〃	<0.02	<1	<0.002	<0.1
	㉙シス－1，2－ジクロロエチレン	〃	<0.04	<0.4	—	—
	㉚1，2－ジクロロエチレン	〃	—	—	<0.0004	<0.04
	㉛1，1，1－トリクロロエタン（MCF）	〃	<0.001	<3	<0.001	<1
	㉜1，1，2－トリクロロエタン	〃	<0.006	<0.06	<0.0006	<0.006
	㉝1，3－ジクロロプロペン（D－D）	〃	<0.002	<0.02	<0.0002	<0.002
	㉞チウラム	〃	<0.006	<0.06	<0.0006	<0.006
	㉟シマジン	〃	<0.003	<0.03	<0.0003	<0.003
	㊱チオベンカルブ	〃	<0.02	<0.2	<0.002	<0.02
	㊲ベンゼン	〃	<0.01	<0.1	<0.001	<0.01
	㊳セレン及びその化合物（Se）	〃	<0.01	<0.1	<0.002	<0.01
	㊴亜硝酸性窒素（NO2-N）	〃	0.15	<380	<0.001	<10
	㊵硝酸性窒素（NO3-N）	〃	1.03		1.03	
	㊶弗素含有量（F）	〃	<0.5	<8	<0.08	<0.8
	㊷ホウ素含有量（B）	〃	0.3	<10	<0.1	<1
	㊸1，4-ジオキサン	〃	<0.05	<0.5	<0.005	<0.05
	㊹クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	〃	—	—	<0.0002	<0.002
その他	㊺アンチモン含有量（Sb）	mg/l	<0.01	(<0.05)	<0.01	—
	㊻ニッケル含有量（Ni）	〃	<0.01	(<1)	—	—
	㊼ヨウ素消費量	〃	8	<220	—	—

※ただし、処理水の㉓～㊳、㊸、㊹及び地下水の⑧～㊳、㊶～㊺は年１回分析で令和７年５月１４日採水分

※下水道排除基準の（　）内数値は日間平均値

④令和７年度河川水及び土壌分析結果（令和７年１１月１８日採取分）

	項目	単位	河川水	*環境基準*	土壌	*環境基準*
環境項目	①水素イオン濃度（pH）	at20℃	7.7	*6.5以上8.5以下*	—	—
	②生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/l	1.0	*<2*	—	—
	③化学的酸素要求量（COD）	〃	4.1	—	—	—
	④浮遊物質量（SS）	〃	8.2	*<25*	—	—
	⑤n－ヘキサン抽出物質含有量（n-hex）	〃	<0.5	—	—	—
	⑥総窒素（T－N）	〃	0.80	—	—	—
	⑦総燐（T－P）	〃	0.038	—	—	—
	⑧フェノール類含有量（C6H5OH）	〃	<0.001		—	—
	⑨亜鉛含有量（Zn）	〃	<0.003	—	—	—
	⑩銅含有量（Cu）	〃（※）	<0.05	—	2.1	*<125*
	⑪溶解性鉄含有量（s－Fe）	〃	0.14	—	—	—
	⑫溶解性マンガン含有量（s－Mn）	〃	0.89	—	—	—
	⑬クロム含有量（T－Cr）	〃	<0.01	—	—	—
有害物質（健康項目）	⑭カドミウム及びその化合物（Cd）	mg/l	<0.0003	*<0.003*	<0.0003	*<0.003*
	⑮シアン化合物（CN）	〃	検出されず	*検出されないこと*	検出されず	*検出されないこと*
	⑯有機燐化合物（Org－P）	〃	—	—	検出されず	*検出されないこと*
	⑰鉛及びその化合物（Pb）	〃	<0.005	*<0.01*	<0.005	*<0.01*
	⑱六価クロム化合物（Cr6+）	〃	<0.01	*<0.05*	<0.01	*<0.05*
	⑲ヒ素及びその化合物（As）	〃	<0.005	*<0.01*	<0.005	*<0.01*
	⑳水銀及びその化合物（Hg）	〃	<0.0005	*<0.0005*	<0.0005	*<0.0005*
	㉑アルキル水銀化合物（R－Hg）	〃	検出されず	*検出されないこと*	検出されず	*検出されないこと*
	㉒ポリクロリネイティドビフェニル（PCB）	〃	検出されず	*検出されないこと*	検出されず	*検出されないこと*
	㉓トリクロロエチレン（TCE）	〃	<0.001	*<0.01*	—	—
	㉔テトラクロロエチレン（PCE）	〃	<0.0005	*<0.01*	—	—
	㉕ジクロロメタン	〃	<0.002	*<0.02*	—	—
	㉖四塩化炭素	〃	<0.0005	*<0.002*	—	—
	㉗1，2－ジクロロエタン	〃	<0.0004	*<0.004*	—	—
	㉘1，1－ジクロロエチレン	〃	<0.002	*<0.1*	—	—
	㉙シス－1，2－ジクロロエチレン	〃	<0.002	*<0.04*	—	—
	㉚1，1，1－トリクロロエタン（MCF）	〃	<0.001	*<1*	—	—
	㉛1，1，2－トリクロロエタン	〃	<0.0006	*<0.006*	—	—
	㉜1，3－ジクロロプロペン（D－D）	〃	<0.0002	*<0.002*	—	—
	㉝チウラム	〃	<0.0006	*<0.006*	—	—
	㉞シマジン	〃	<0.0003	*<0.003*	—	—
	㉟チオベンカルブ	〃	<0.002	*<0.02*	—	—
	㊱ベンゼン	〃	<0.001	*<0.01*	—	—
	㊲セレン及びその化合物（Se）	〃	<0.002	*<0.01*	—	—
	㊳亜硝酸性窒素（NO2－N）	〃	0.011	*<10*	—	—
	㊴硝酸性窒素（NO3－N）	〃	0.51		—	
	㊵弗素含有量（F）	〃	*<0.08*	*<0.8*	—	—
	㊶ホウ素含有量（B）	〃	<0.1	*<1*	—	—
	㊷1、4-ジオキサン	〃	<0.005	*<0.05*	—	—
その他	㊸アンチモン含有量（Sb）	mg/l	<0.002	—	—	—

※採水場所は、以下のとおり

◎河川水は菅井川　　◎土壌は増設２期北側

※土壌分析において、銅（Cu）は含有量試験によるもので、単位はmg/kg

※ただし、河川水の㉓～㊲、㊷は年１回分析で令和７年５月１４日採水分

（3）月別搬入状況

①令和6年度　月別搬入状況

（単位：t）

月	搬入ごみ			クリーンセンター搬入量				搬入合計
	持込有料ごみ	その他	小計	焼却灰	飛灰処理物	破砕不燃物	小計	
4月	0.96	0.39	1.35	257.39	68.43	20.61	346.43	347.78
5月	3.43	1.25	4.68	90.33	0.00	0.00	90.33	95.01
6月	2.49	14.10	16.59	127.80	0.00	8.71	136.51	153.10
7月	0.91	201.52	202.43	117.17	19.80	5.60	142.57	345.00
8月	1.52	40.71	42.23	106.88	0.00	0.00	106.88	149.11
9月	0.76	0.60	1.36	88.58	18.87	0.00	107.45	108.81
10月	1.92	0.51	2.43	48.90	9.75	0.00	58.65	61.08
11月	2.68	0.44	3.12	146.83	0.00	3.90	150.73	153.85
12月	2.26	1.90	4.16	69.29	29.09	6.01	104.39	108.55
1月	0.68	35.28	35.96	110.88	40.13	0.00	151.01	186.97
2月	0.10	0.12	0.22	96.48	9.79	0.00	106.27	106.49
3月	0.98	0.14	1.12	18.96	0.00	0.00	18.96	20.08
合計	18.69	296.96	315.65	1,279.49	195.86	44.83	1,520.18	1,835.83
月平均	1.56	24.75	26.30	106.62	16.32	3.74	126.68	152.99

②令和7年度　月別搬入状況（上半期）

（単位：t）

月	搬入ごみ			クリーンセンター搬入量				搬入合計
	持込有料ごみ	その他	小計	焼却灰	飛灰処理物	破砕不燃物	小計	
4月	1.72	1.22	2.94	227.89	19.28	20.44	267.61	270.55
5月	3.02	0.19	3.21	127.41	49.17	0.00	176.58	179.79
6月	1.19	32.25	33.44	67.93	105.82	30.34	204.09	237.53
7月	1.13	0.02	1.15	67.11	38.79	19.89	125.79	126.94
8月	0.63	0.16	0.79	105.98	57.98	0.00	163.96	164.75
9月	0.00	37.78	37.78	57.65	19.32	5.54	82.51	120.29
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計	7.69	71.62	79.31	653.97	290.36	76.21	1,020.54	1,099.85
月平均	1.28	11.94	13.22	109.00	48.39	12.70	170.09	183.31

大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会設置要綱

（目的）

第１条　大津市北部廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を協議するため、大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

（協議する事項）

第２条　運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　処分場の埋立状況の監視に係る事項

(2)　地元自治会等と締結した協定書に定める遵守事項の履行の確認に係る事項

(3)　その他必要な事項

（構成）

第３条　運営連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　地元自治会から選出された者

(2)　市長が指名する市職員

(3)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　運営連絡会の構成員の任期は、２年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　運営連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

２　会議は、あらかじめ庶務担当所属長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

（庶務）

第６条　運営連絡会の庶務は、北部クリーンセンターにおいて処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、運営連絡会について必要な事項は、市長が定める。

付　則

1　この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2　この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず管理者が招集する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月２５日から施行する。

用語解説

1．原水

・処分場の埋立物と接触した雨水で、処分場から汚水として浸出する水です。

2．浸出水ピット

・原水を原水調整池に送水するための設備です。

3．原水調整池

・原水を貯留するための池です。

4．処理水

・処分場で発生した浸出水を浸出水処理施設で生物処理、凝集沈殿などの処理を行って浄化した水です。下水道に放流しています。

5．騒音

・音に対する人間の感じ方は、音の強さ・周波数の違いによって異なります。

・騒音の大きさは物理的に測定した騒音の強さに、ヒトの聴覚補正（A特性）を加味して、デシベル（ｄＢ（A））で表します。

6．振動

・振動の大きさの感じ方は、振幅・周波数等によって異なります。

・振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、ヒトの感覚補正を加味して、デシベル（ｄＢ）で表します。

7．悪臭

・特有の臭いを発する化学物質は４０万種にも達するといわれていますが、このうちアンモニアなど２２物質を特定悪臭物質として悪臭防止法で規制しています。

・大津市では平成24年4月1日より、人間の臭覚により匂いを判定する『臭気指数規制』を導入し規制数値が定められています。

8．環境基準

・環境基本法第１６条で人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音」などについて定められています。

9．規制基準

・法律や条令で定められた特定施設等を有する事業所等から発生する騒音や振動等の

敷地境界における大きさの許容限度のことです。

１０．ダイオキシン類

・他の多くの化学物質とは異なり、製造を目的として生成されたものではなく、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような行程で意図せずできてしまうもので、廃棄物の焼却過程や金属精錬の燃焼行程、紙などの漂白行程などで発生します。

１１．単位の接頭語

・基本単位（ｇ、ｍなど）につけて構成されています。

記号：名称	ｍ：ミリ	μ：マイクロ	ｎ：ナノ	ｐ：ピコ
倍数	×１／千	×１／１００万	×１／１０億	×１／１兆

１２．ＴＥＱ（毒性等量）

・ダイオキシン類は多くの同族体、異性体を持ち、それぞれ毒性が異なることから、最も毒性の強い「２，３，７，８－四塩化ジベンゾーパラージオキシン」の量に換算した量です。

１３．下水道排除基準

・汚水等を下水へ流すことを「排除」、排除される下水に対する基準を「下水道排除基準」と言います。

１４．埋立基準

・灰の埋立処分を行うために遵守しなければならない基準のことです。

１５．ｍｇ／ℓ（ミリグラム、パー、リットル）

・水質関係で多く用いられる濃度の単位で、液体１ℓ中に含まれるその物質の重量（千分の一グラム）を示します。

１６．水質分析項目のうち一般項目（環境項目）

・生活環境を保全するための基準で、pH 等について基準値が設定されています。

１７．水質分析項目のうち有害物質（健康項目）

・人の健康に被害を与えるおそれのある物質で、カドミウム等について基準が設定されています。

メモ